

令和3年度 愛恵協会親の会総会

日時 令和3年4月3日10:00～

場所 生活訓練事業所あい

3階多目的ホール

式次第

1. 開会の言葉
2. 会長挨拶
3. 理事長挨拶
4. 後援会会長挨拶
5. 愛恵協会近況報告
6. 議事
 - (1) 令和2年度事業報告
 - (2) 令和2年度収支決算報告
 - ・親の会会計報告(会費、バザー・ボランティア)
 - ・親の会積立金報告
 - ・監査報告
 - (3) 令和3年度役員(案)
 - (4) 令和3年度事業計画 予算(案)
7. その他
 - 親の会 今後の活動について
8. 閉会の言葉

令和2年度事業報告

年	月	日	項 目	備 考
2	4	4	総会	書面開催
	4	25	奉仕作業(なかしば春まつり準備)	中止
	5	16	愛恵春まつり	中止
	7	7	第1回役員会	バスツアー開催検討
	9	8	第2回役員会	バスツアー代替案検討
	10	8	愛恵協会スポーツ週間(運動会代替)近田会長出席	
	11	7	バスツアー	中止
	11	17	第3回役員会	バスツアー代替案準備
	12	5	親の会例会	中止
	12	24	バスツアー代替として クリスマスプレゼント(お菓子)配布	*利用者支援充実の為、 ・ポッチャ補助具 ・ストラックアウト ・感染症対策消毒液 購入
3	3	23	新旧役員会、会計監査	

令和2年度監査報告書

令和2年度における、愛恵協会親の会会計

(会費・積立金・バザー・ボランティア)の収支決算について、
関係緒帳簿等の内容を監査したところ、適正かつ明確であった
ことを確認し報告します。

令和3年3月23日

監査委員

①

令和3年度役員（案）

会 長 近 田 美 穂

副 会 長 小 松 美 好

〃 鈴 木 慎 二 郎

会 計 岩 月 千 奈 美

〃 (竹 島 広 人)

監 査 澤 井 愛 子

令和3年度事業計画 予算（案）

月	日	項 目
4	3	総会（書面開催）
7	未定	春まつり代替案イベント
10	未定	愛恵協会運動会
11	上旬	バス旅行代替案
12	7	例会（親の会今後の活動について）
令和4.3	8	新旧役員会

- ・役員会は随時開催 *今後の活動に向けた検討の際は、歴代会長の参加打診。
- ・新型コロナウイルスにより、行事は延期、中止等の変更があります。
- ・今年度、バス旅行は中止とし、代替案を検討します。
 - * 下記予算にはバス旅行前年度相当額を計上してあります。
- ・今後の活動について、アンケート等を実施予定です。

令和2年度予算

収入の部

科目	金額(円)	適用
会費	1,188,000	会員 99名
バスツアー代替イベント	200,000	参加者自己負担分
合計	1,388,000	

支出の部

科目	金額(円)	適用
事業費	730,000	代替案 700,000 例会茶菓子 30,000
事務費	2,000	領収証等
慶弔費	300,000	愛恵行事開催時 等
予備費	356,000	
合計	1,388,000	

親の会 今後の活動に向けて

令和4年5月17日に愛恵協会は設立70周年を迎え、親の会は令和4年に設立40年の節目となります。子供たちも私達保護者も順番に年齢を重ねていきます。親の会活動も時代の変化に伴い、少しずつ変わっていきます。

現在、親の会は、会の必要性はご理解頂いているものの、役員に担い手不足が慢性的な課題となっており、役員体制や活動内容を見直す時期になっているように思います。併せて平成24年度末で終了した「施設建設積立金」の用途についても検討をおこない、愛恵協会と親の会にとって節目となる令和4年度の総会にて提案ができるよう、今年度から検討をしていきたいと思っております。

しかしながら、現役員は親の会に入ってから日が浅く、私達だけの意見では皆様のご理解を得られる提案をすることは難しい為、歴代会長等のご意見や会員の皆様のご意見を仰ぎ、慎重に検討していく所存です。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

愛恵協会親の会

会長 近田美穂

愛恵協会親の会規約

1. 名 称 この会は愛恵協会親の会という。
2. 所 在 地 本会及び事務所の所在地を岡崎市舞木町字小井沢4-1 愛恵協会に置く。
3. 目 的 この会は会員及び職員相互の親睦を図るとともに、愛恵協会並びに利用者の援助活動を目的とする。
4. 構 成 この会は心身障害者及び、心身障害者育成に理解ある者を以って組織する。
5. 会 員 会員は上記3の趣旨に賛同する。
6. 総 会 定期総会は年1回開催する。
例会は特別の事情のない限り、年1回開催する。
7. 会 費 1ヶ月に1000円とし、原則として4月、7月、10月、1月の月末に3ヶ月分3000円を納入するものとする。
8. 積 立 積立金の用途については愛恵利用者の受益とする。
尚、この積立金の用途の決定については、例会によって議決し、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
9. 役 員 会長1名、副会長2名、会計1名、監査1名を置く。
10. 役員任期 通常2年とする。但し、再任を妨げない。
11. 議 決 総会及び例会における議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。
12. 慶 弔 死亡の場合（親もしくは保護者）5000円
（ 利 用 者 ） 5000円
入院の場合（ 利 用 者 ） 3000円
但し、10日以上入院の場合とする。
尚、同一の病気の再入院はこの限りではない。
尚、死亡、入院等の該当者は、事務所に連絡する。
慶弔に関するお返しはしない。
職員の慶弔については、役員会にて協議する。
13. 退 会 退会した者の会費、積立金の返済はしない。
14. 改 正 規約の改正は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
15. 緊急事態 緊急事態と判断された場合は、三役で協議し対処する。
16. 設 立 本会の設立年月日は、昭和57年4月1日とする。
17. 付 則 この規約は、昭和57年4月1日に施行する。
この規約は、平成2年4月1日より改正する。
この規約は、平成6年4月1日より改正する。
この規約は、平成7年7月1日より改正する。
この規約は、平成11年4月4日より改正する。
この規約は、平成16年4月4日より改正する。
この規約は、平成18年4月1日より改正する。
この規約は、平成18年6月4日より改正する。
この規約は、平成19年4月1日より改正する。
この規約は、平成19年5月14日より改正する。
この規約は、平成20年4月1日より改正する。
この規約は、平成21年4月5日より改正する。
この規約は、平成23年6月4日より改正する。
この規約は、平成24年4月7日より改正する。
この規約は、平成30年4月7日より改正する。
この規約は、令和2年4月4日より改正する。